

三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四十万町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第2556十七号
森林法（昭和二十六年法律第249号）第25条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年十二月二十八日

農林水産大臣 山本 有二
一 保安林の所在場所 高知県四万十市西土佐須崎字九代ノ松三一四、字山神坊八〇七の一、八〇七の二、八〇八の一
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山神坊八〇七の一・八〇七の二・八〇八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。
3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四十万市役所に備え置いて縦覧に供する。
○農林水産省告示第2556十八号
森林法（昭和二十六年法律第249号）第25条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年十二月二十八日

農林水産大臣 山本 有二
一 保安林の所在場所 高知県高岡郡橋原町下西の川一〇一二
二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
下西の川一〇一二（次の図に示す部分に限る。）
2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。
3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び橋原町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第2556十九号
森林法（昭和二十六年法律第249号）第25条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年十二月二十八日

農林水産大臣 山本 有二
一 保安林の所在場所 高知県高岡郡橋原町上本村一五二三
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
上本村一五二三（次の図に示す部分に限る。）
2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。
3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び橋原町役場に備え置いて縦覧に供する。
○農林水産省告示第2556十七号
森林法（昭和二十六年法律第249号）第25条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年十二月二十八日

農林水産大臣 山本 有二

一 保安林の所在場所 高知県香美市香北町猪野々柚ノ木字カンパノウチ七七二の二、七七二の二
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字カンパノウチ七七二の二・七七二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。
3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

○農林水産省告示第2556二十号
森林法（昭和二十六年法律第249号）第25条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年十二月二十八日

農林水産大臣 山本 有二
一 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字丸山字古田一七三の五、一七三の一八、一七三の四五、一七三の四六、字豊良一九七の六、二〇三の一、二〇三の五、二〇三の一三、二〇三の一八、二〇三の三六から二〇三の三八まで
二 指定の目的 水源の涵養
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。
○農林水産省告示第336号
弁理士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第122号）の施行に伴い、及び弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第401号）第六条第九号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第三号（弁理士法施行規則第六条第三号及び第七号の経済産業大臣が定める者）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から施行する。
平成二十八年十二月二十八日

経済産業大臣 世耕 弘成
2中「第七号」を「第九号」に改め、認める者は」の下に「情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第122号）の規定によるITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験、システム監査技術者試験若しくは応用情報技術者試験、情報処理技術者試験規則等の全部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第122号）による改正前」を加える。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第2556七十二号
森林法（昭和二十六年法律第249号）第25条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年十二月二十八日

農林水産大臣 山本 有二
一 保安林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字丸山字古田一七三の五、一七三の一八、一七三の四五、一七三の四六、字豊良一九七の六、二〇三の一、二〇三の五、二〇三の一三、二〇三の一八、二〇三の三六から二〇三の三八まで
二 指定の目的 水源の涵養
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第336号
弁理士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第122号）の施行に伴い、及び弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第401号）第六条第九号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第三号（弁理士法施行規則第六条第三号及び第七号の経済産業大臣が定める者）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から施行する。
平成二十八年十二月二十八日

農林水産大臣 山本 有二
一 保安林の所在場所 高知県高岡郡橋原町下西の川一〇一二
二 指定の目的 土砂の流出の防備

農林水産大臣 山本 有二

農林水産大臣 山本 有二

農林水産大臣 山本 有二